

関東地方整備局告示第 3 8 8 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 1 8 年 9 月 1 5 日

関東地方整備局長 中島 威夫

第 1 起業者の名称 茨城県

第 2 事業の種類 茨城県警察航空隊ヘリコプター基地整備事業

第 3 起業地

1 収用の部分 茨城県小美玉市与沢字ワナメ形、字大山及び字かじや久保地内

2 使用の部分 茨城県小美玉市与沢字ワナメ形地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県小美玉市与沢地内における 21,639.59 m<sup>2</sup>の土地を起業地とする「茨城県警察航空隊ヘリコプター基地整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、茨城県が茨城県警察航空隊ヘリコプター基地（以下「県警ヘリ基地」という。）を整備するものであり、法第 3 条第 31 号の「地方公共団体が設置する、直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

茨城県警察航空隊は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 58 条及び茨城県警察本部内部組織に関する条例（昭和 51 年茨城県条例第 33 号）第 4 条の規定に基づく、茨城県警察組織規則第 28 条第 3 項に、航空機を運航して、警ら、救難、救護その他の

警察活動に当たることと定められている。

本件事業は、百里飛行場民間共用化事業（以下「共用化事業」という。）の空港新滑走路建設にあたって、当該事業地に存する県警ヘリ基地を移転させる必要が生じたため、航空自衛隊百里基地（以下「百里基地」という。）西側に、新たな県警ヘリ基地を整備する事業であり、起業者である茨城県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

茨城県警察航空隊は、昭和 54 年に発足した組織であり、茨城県小美玉市地内の百里基地内の敷地を使用して、現在、ヘリコプター 2 機をもって、運用されており、重要事件、突発事案等の発生時のヘリコプターテレビシステムを活用した情報収集配信活動、緊急配備事案への迅速かつ的確な対応、遭難者の迅速な捜索・救助活動及び大規模災害等発生時における広域的な運用等、業務は多岐にわたり、平成 17 年度中のヘリコプター出動回数は、370 回に及んでいる。

一方、百里基地は、平成 7 年に茨城県が「百里飛行場民間共用化構想」を発表し、それを受けて、平成 12 年に空港整備法施行令の一部改正により、民間共用飛行場としての指定がされており、国内航空需要の増大への対応を目的として、現滑走路の補強、新滑走路の新設並びにエプロン及び調整池等の建設が予定されている。

共用化事業の新滑走路建設により、県警ヘリ基地の百里基地内からの撤去は余儀なくされたが、事件事故及び災害への即時対応や警ら活動の多目的化が、要求される現在にあって、その業務の円滑な執行を図るために、県警ヘリ基地を本件事業地に移転させることは、必要不可欠な事業であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、国土交通省関東地方整備局及び国土交通省東京航空局から発表された「百里飛行場民間共用化事業に係る環境影響評価書」を基に、大気質、騒音、動植物等について、起業者が任意で検討したところ、共用化事業と同様の環境保全対策措置を講ずることにより、環境に及ぼす影響は小さいものと認められる。

また、起業者の調査によると、本件事業地内においては、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業の事業計画により整備される各施設は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）、ヘリポート土木施設設計資料（平成6年運輸省航空局策定）、新営一般庁舎面積算定基準（平成15年3月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議にて決定。）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業に係る起業地については、航空機の安全運航を図るうえで欠かせない運航支援施設の充実した飛行場であつ、茨城県警察本部に比較的近く、業務の指揮、指示等が容易に受けられることを条件として、百里飛行場民間ターミナル予定地の近接地から、3つの候補地が選定された。

この3案を比較検討したところ、申請案は、共用化事業に伴う民間ターミナルに隣接することで、飛行場内の運航統制を容易に受けることができること、民間ターミナルとの相互セキュリティーが図れること、さらに、他の2案に比べて、進入道路、公共上下水道の距離が短いこと、事業費が最も廉価であること等の理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も適切であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1)で述べたように、県警ヘリ基地は事件、事故等への対応や警ら活動等において一時も欠かすことのできない施設である。一方、共用化事業は茨城県が平成 21 年度供用開始目標を公表しており、本件事業も共用化事業にあわせて整備を進めていく必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 茨城県小美玉市役所